

地図，地積測量図等の写し交付の郵送請求

問 地図，地図に準ずる図面（公図），地積測量図，建物図面等の写しを郵便で請求したいのですが，その方法について教えてください。

答

1 地図，地図に準ずる図面（公図），地積測量図・土地所在図の写しについて

※ [地図，地図に準ずる図面（公図），地積測量図・土地所在図とは](#)

① 請求書について

地図，地積測量図等の写し交付請求書に，お客様の住所及び氏名（電話番号も記載願います。）並びに請求されたい土地の所在及び地番（注）を，お手持ちの登記識別情報，登記済証（いわゆる権利証），固定資産税通知書等で確認いただき，記載願います。

地図，地積測量図等の写し交付請求書の様式については，こちら（[様式，記載例](#)）をクリックしてください。

（注） 地番は，いわゆる住居表示番号とは異なります。登記識別情報等で確認できない場合は，登記所に備え付けられた地図又は市区町村役場，住居表示地番対象住宅地図（発行されていない地域もあります。）等により確認していただく必要があります。

② 手数料について

写しの種類	手数料額	
地図・地図に準ずる図面（公図）の写し	1筆	450円
地積測量図・土地所在図の写し	1事件	450円

本手数料は，収入印紙（注1）で納めていただく必要があります，①の請求書の「収入印紙欄」に筆数分又は事件数分の収入印紙を貼付願います（注2）。

（注1） 登記印紙も，当分の間，使用することができます。

(注2) , たとえば, 100番の地番を分筆し, 100番1と100番2
となった地積測量図・土地所在図があり, これを請求する場合には,
1事件で請求することになります。

③ 郵送について

①の請求書(②の収入印紙を貼付したもの)及び返信用の切手(注)
を貼った封筒(返信先も記載願います。)を同封していただき, 管轄の
登記所あてに郵送願います。管轄登記所については, こちらをクリック
([全国](#), 鹿児島県内([管轄の確認](#), [所在等](#)))してください。

2 建物図面, 各階平面図の写しについて

※ [建物図面, 各階平面図とは](#)

① 請求書について

地図, 地積測量図等の写し交付請求書に, お客様の住所及び氏名(電話
番号も記載願います。)並びに請求されたい建物の所在, 地番(注)及び
家屋番号を, お手持ちの登記識別情報, 登記済証(いわゆる権利証), 固
定資産税通知書等で確認いただき, 記載願います。

地図, 地積測量図等の写し交付請求書の様式については, こちら([様式](#),
[記載例](#))をクリックしてください。

(注) 1の①の注書をお読みください。

② 手数料について

写しの種類	手数料額	
建物図面, 各階平面図の写し	1個	450円

本手数料は, 収入印紙(注)で納めていただく必要があり, ①の請求
書の「収入印紙欄」に建物個数分の収入印紙を貼付願います。

(注) 登記印紙も, 当分の間, 使用することができます。

③ 郵送について

1の③と同様です。